

議案第50号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(紫波町職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 紫波町職員の分限に関する条例(昭和30年紫波町条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(特例) 第5条 任命権者は、 <u>法第16条第2号</u> に該当するに至った職員のうち、同号の刑に係る罪が職務の執行における過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 略	(特例) 第5条 任命権者は、 <u>法第16条第1号</u> に該当するに至った職員のうち、同号の刑に係る罪が職務の執行における過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとするができる。 2 略

(紫波町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 紫波町一般職の職員の旅費に関する条例(昭和31年紫波町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
(旅費の支給) 第3条 略 2 職員又はその遺族が次の各号の <u>一</u> に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 (1) 職員が出張のため旅行中に退職(地方公務員法 <u>第16条第2号</u> から <u>第5号</u> まで、又は第29条第1項各号の規定に <u>因る</u> 場合を除く。)又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合には、当該職員 (2) 略 3～5 略	(旅費の支給) 第3条 略 2 職員又はその遺族が次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。 (1) 職員が出張のため旅行中に退職(地方公務員法 <u>第16条各号</u> 又は第29条第1項各号の規定に <u>よる</u> 場合を除く。)又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合には、当該職員 (2) 略 3～5 略

(紫波町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 紫波町一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年紫波町条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員（第24条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第24条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6 略</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内</p>

の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(休職者の給与)

第24条 略

2～7 略

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

9 略

の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(休職者の給与)

第24条 略

2～7 略

8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

9 略

(紫波町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 紫波町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和44年紫波町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を

削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員</u>となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を<u>終る</u>までの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第3号を除く各号のいずれかに</u>該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>団員</u>となることができない。</p> <p>(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を<u>終わる</u>までの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第1号又は第3号に</u>該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 略</p>

(紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紫波町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正部分に対応する同表の改正後部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する岩手県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する岩手県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p>

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月2日提出

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、関係する条例について規定を整備しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。